

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年6月30日
京都市産業観光局観光 MICE 推進室
公益社団法人京都市観光協会

(二次募集)

令和8年度

宿泊施設の質の向上（受入環境充実）支援事業補助金の対象者募集

京都市及び（公社）京都市観光協会では、宿泊観光の推進を目的に、市内宿泊施設に対し、京都の魅力に触れる機会の創出や安心安全・快適な受け入れ環境の充実等への支援を行うため、「宿泊施設の質の向上（受入環境充実）支援事業補助金」を創設しています。この度、補助対象者からの問い合わせや申請状況を踏まえて、二次募集を行います。

【募集概要】

※詳細については、必ず特設ホームページで実施要領等を御確認のうえ、申請ください。

1 補助対象者

以下のすべてに該当する事業者

- (1) 京都市内で、旅館業法第3条第1項に規定する旅館業の営業許可を受け、旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を行う事業者
- (2) 「京都観光モラル推進宣言事業者」の認定を受けている事業者（申請時点で認定を受けていない場合でも、認定の申請がされており、かつ、事業実績報告時に認定を受けていれば対象とします。）
- (3) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第5条第1号に規定する事業者の責務に基づき、以下のいずれかを満たしている事業者
 - ・その宿泊施設が所在する地域の自治会または町内会等に参加している
 - ・その宿泊施設が所在する地域において行われる地域活動等への参加・協力や地域コミュニティへ貢献をしている
- (4) 申請する宿泊施設が、令和8年4月1日時点で開業から5年以上が経過している事業者

2 補助対象事業、補助上限額

- (1) <補助メニューA>：物品・備品の購入、活動実施（補助上限額：100万円）
地場産品（伝統産業製品、市内産木材）の活用、災害対応強化、バリアフリー化、観光マナーや京都観光モラルの啓発の充実、地域活動や地域貢献に資する持続可能な取組強化

- (2) <補助メニューB>：地場産品を活用した内外装工事（補助上限額：1,000万円）
地場産品（伝統産業製品、市内産木材）を活用した客室または建物内共用部の内装工事及び外装工事
- 3 補助率
- (1) 中小企業等 補助対象経費の1/2以内
(2) 大企業（(1)以外、みなし大企業含む） 補助対象経費の1/4以内
- 4 交付申請
- ・申請期間：令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで
 - ・申請方法：以下特設ホームページからオンラインで申請（内容により郵送もあり）
 - ・提出いただいた交付申請書、その他関係書類をもとに、内容を審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。予算を超える申請があった場合は、申請内容が補助対象事業の要件を満たす場合でも、不採択となることがあります。
- 5 補助事業の実施期間
- ・実施期間：交付決定日以降
 - ・事業に関する納品、支払い等の全てについて、実績報告までに完了させる必要があります。
- 6 実績報告
- ・実績報告期間：事業の完了後30日以内、もしくは<補助メニューA>は令和9年1月15日（金）まで、<補助メニューB>は令和9年2月15日（月）までのいずれか早い日まで
 - ・実績報告を基に、事業が適正に実施されたことを確認した後、補助金を交付します。
- 7 特設ホームページ
- <https://www.kyokanko.or.jp/news/hojokin20260630/>

<本事業の申請及び問合せ先>

公益社団法人京都市観光協会

「宿泊施設の質の向上（受入環境充実）支援事業補助金」担当

受付時間：平日 午前9時～午後5時（12時～13時除く）

住 所：〒604-0924 中京区河原町通二条下ル一之船入町 384 番地

ヤサカ河原町ビル 8 階

電 話：050-3649-5676

電子メール：hojyokin@kyokanko.or.jp

<報道機関からの問合せ先>

京都市産業観光局観光 MICE 推進室

電話：075-746-2255